参考資料１

（貴団体名）

【説明事項】

○　障害者差別解消法について

○　大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）

【ヒアリング事項】

＜不当な差別的取扱い＞

○　不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、どのような場合が差別的取扱いと考えられるか。

○　不当な差別的取扱いの基本的な考え方として、正当な理由がある場合は、差別とはならないとされているが、どのような場合に正当な理由があると考えられるか。

＜合理的配慮＞

○　合理的配慮の基本的な考え方として、どのような場合に、どのような配慮が望ましいと考えられるか。

○　合理的配慮の基本的な考え方として、過度な負担が生じる場合には、合理的配慮の不提供に該当しないことになるが、どのような場合に過度な負担が生じると考えられるか。また、過度な負担の判断要素はどのように考えられるか。

＜ガイドライン策定＞

○　府が策定するガイドラインに記載する事項として、どのようなものが考えられるか（不当な差別的取扱いの具体的な事例、正当な理由の具体的な例示、望ましい合理的配慮の取組み例等）。

＜相談、紛争の防止・解決の体制整備＞

○　府が整備する相談、紛争の防止・解決の体制に、どのような機能や取組みを期待するか。

＜啓発活動の推進＞

○　府が推進する啓発活動に、どのような取組みを期待するか。

＜その他＞

○　上記事項以外に、府が障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進する上で留意する事項等があれば、お聞かせください。

【問い合わせ・回答送付先】

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課企画グループ

TEL:06-6944-6271（直通）

FAX:06-6942-7215

MAIL:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会事務局　和田・横田

（大阪府福祉部　障がい福祉室障がい福祉企画課　企画G）

TEL:06-6944-6271（直通） FAX:06-6942-7215

MAIL:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会事務局　和田・横田

（大阪府福祉部　障がい福祉室障がい福祉企画課　企画G）

TEL:06-6944-6271（直通） FAX:06-6942-7215

MAIL:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会事務局　和田・横田

（大阪府福祉部　障がい福祉室障がい福祉企画課　企画G）

TEL:06-6944-6271（直通） FAX:06-6942-7215

MAIL:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪ふれあいキャンペーン実行委員会事務局　和田・横田

（大阪府福祉部　障がい福祉室障がい福祉企画課　企画G）

TEL:06-6944-6271（直通） FAX:06-6942-7215

MAIL:shogaikikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp